

○職員懲戒の方法及び効果に関する条例

〔 昭和 43 年 3 月 30 日 〕
〔 条 例 第 1 4 号 〕

改正 平成 17 年 3 月 30 日 条例第 2 号
平成 19 年 3 月 29 日 条例第 3 号
令和元年 12 月 24 日 条例第 5 号
令和 4 年 12 月 22 日 条例第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号) 第 29 条第 4 項の規定に基づき、職員懲戒の方法及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の方法及び効果)

第 2 条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第 3 条 減給は、1 日以上 1 年以下の期間、その発令の日における給料の月額(地方公務員法 第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、報酬の額(一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年条例第 18 号) 第 13 条に規定する時間外勤務手当及び同条例 第 13 条の 2に規定する休日勤務手当に相当する額を除く。))の 10 分の 1 以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の 10 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(停職の効果)

第 4 条 停職の期間は、1 日以上 1 年以下とする。

- 2 停職者は、その職を保有するが職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職の期間中いかなる給与も支給されない。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 30 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 29 日条例第 3 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年12月24日条例第5号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月22日条例第7号抄）
（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。